

司法書士法第3条第2項第2号の法務大臣の認定（令和元年9月2日付け）について（資料）

法務省では、司法書士法第3条第2項第1号の研修である第18回司法書士特別研修（実施主体：日本司法書士会連合会）の修了認定が行われたことを受けて、令和元年6月2日（日）、全国8か所において、平成31年度（2019年度）簡裁訴訟代理等能力認定考査を実施しました。

この考査は、同項第2号の法務大臣の認定の前提として、上記研修を修了した者について、簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を習得したかどうかを判定するためのものであり、その結果の概要は、次のとおりです。

なお、法務大臣の認定を受けた者の受験番号及び氏名については、官報においても公告しません（令和元年9月13日（金）に掲載することを予定しています。）。

考査受験者数(A)	936名
認定者数(B)	746名
認定率(B/A)	79.7%

受験地別認定者数

受験地	人数	受験地	人数
東京	339	福岡	76
大阪	158	仙台	38
名古屋	58	札幌	15
広島	46	高松	16